

道民意見提出手続の意見募集要領

令和7年2月6日

- 1 計画等の案の名称  
北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針（素案）
- 2 参考資料の名称
  - (1) 北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針（素案）の概要
  - (2) 北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針（素案）
  - (3) 北海道カスタマーハラスメント防止条例
  - (4) 北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針（素案）の概要（やさしい版）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
北海道のホームページ（経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室ホームページ）に掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/212228.html>)  
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。  
ア 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室（道庁9F）  
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）  
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和7年2月6日（木）～令和7年3月5日（水）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室（就業環境係）
  - (2) ファクシミリ 011-232-1038
  - (3) 電子メール keizai.korou3@pref.hokkaido.lg.jp  
※件名を「パブリックコメント」にして、ご送信ください。
  - (4) 電子申請サービス <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AYc3ozHK>  
（こども向け）
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和7年3月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

経済部労働政策局雇用労政課働き方  
改革推進室（就業環境係）  
電話011-204-5354